

# 修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドラインの【抜粋】

令和2年8月21日  
令和2年12月3日改訂  
令和4年8月25日改訂  
大阪府教育庁教育振興室

## 1 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインを踏まえて出発前に修学旅行の中止・延期を判断する場合や、旅行先で児童生徒・教職員が陽性となった場合など、想定し得る様々な場面への対応を考えしておくとともに、別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」に基づき、あらかじめ旅行事業者等との調整や保護者への周知を十分に行っておくこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を理由に修学旅行を中止した場合、もしくは児童生徒が陽性者や濃厚接触者に特定される等により修学旅行を直前にキャンセルした場合に、旅行事業者等に支払う取消料については、公費による補助金等の交付がないことを踏まえ、原則、民間保険会社の「修学旅行キャンセル保険」(以下、「民間保険」という。)への加入により、対応すること。

## 2 留意事項

### (1) 計画段階

#### ①修学旅行にかかる取消料発生日の前日まで

各学校は、取消料が発生する概ね 21 日前をめどに、実施の可否を判断すること  
実施に向けては下記のア～ウのすべてを満たすことを確認すること  
ア 旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していないこと  
イ 別紙「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」の内容も含め、詳細の計画等について十分に説明をしたうえで、参加児童生徒の保護者全員から参加同意書をとっていること

ウ 感染防止対策等が講じられていること

#### ③取消料発生日～出発時

各学校は、下記のア～ウを踏まえ、実施すること  
ア 旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していないこと  
イ 参加及び引率については、出発時において以下の者とすること  
・「陽性者」「濃厚接触者」「教育活動において、基本的な感染症対策を行わず感染者

と感染可能期間に飲食を共にした者（以後、「接触者」という。）」「PCR検査及び抗原検査（以後、「PCR検査等」という。）受検待ち及び結果待ち」でない者  
・「発熱※<sup>1</sup>または風邪症状」がない者  
ウ 学校や当該学年が臨時休業ではないこと

## （2）出発後

- ① 感染防止対策等を実施すること
- ② 児童生徒・教職員が陽性者及び濃厚接触者・接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること

### 3 児童生徒の状況に応じた対応のめやす<sup>\*2</sup>

時期	児童生徒の状況	左記児童生徒の修学旅行への参加の可否等	修学旅行の実施・継続		
			中・高	支援	
前日	PCR検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施	実施 保健所による疫学調査の結果等を踏まえ判断	
	濃厚接触者・接触者と特定	不可			
	同居者が濃厚接触者と特定	可			
	陽性者と特定	不可			
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—			
出発時	学校及び在籍する学年が臨時休業	不可	実施不可		
	在籍する学級が臨時休業	不可	実施可		
	発熱・風邪症状	不可（帰宅）	実施	保健所による疫学調査の結果等を踏まえ判断	
	同居者が濃厚接触者と特定	可			
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—	実施	保健所による疫学調査の結果等を踏まえ判断	
出発後	発熱・風邪症状 <sup>*3</sup>	別室待機、病院受診 <sup>*4</sup>	継続	継続 保健所による疫学調査の結果等を踏まえ判断	
	濃厚接触者と特定	離団（待機期間中は隔離）			
	接触者と特定	離団			
	同居者が濃厚接触者と特定	可			
	陽性者と特定	離団（療養）			
	他学年等の児童生徒が陽性者と特定	—			

### 4 経費等

- (1) 修学旅行は私費負担であるため、原則取消料は児童生徒・保護者負担となることから、あらかじめ取消料が発生するケース等について、児童生徒・保護者に十分説明すること。
- (2) 直前に旅行をキャンセルした際に多額の取消料が生じるリスクがあること等を保護者等に十分に説明し、民間保険への加入について、理解を得ること。

<sup>\*2</sup> 陽性者や濃厚接触者・接触者が多数確認され、欠席者が増加することにより、参加者の旅行単価が著しく上がる場合など、事前に実施が困難になるケースを想定し、旅行事業者と条件等について検討しておくこと。

<sup>\*3</sup> <sup>\*4</sup> (別紙)「旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」「1.」を参照すること。